

2008 年春季闘争の基調

I. 「生活維持・向上」のための『総合的な労働条件改善闘争』

との位置づけのもと取り組みます。

2008 年春季闘争については、経済・社会や産業・企業実態等のとりまく環境を踏まえるなかで、「生活の維持・向上」を基本に、『総合的な労働条件改善闘争』と位置づけ、「2007 年度運動方針」に基づき取り組みます。具体的には連合・JC 方針を踏まえ、世間動向や産業実態等を十分に勘案し、「賃金」「年間一時金」「退職金引き上げ」「ワーク・ライフ・バランスの実現」「労働諸条件の改善」および「生活環境の改善と産業政策の実現」など、全電線の主体性のもとに進めます。

また、雇用をとりまく環境が多様化していることから、「雇用の維持・確保」については、これまでの取り組み経過や電線産業をとりまく環境を踏まえ、組合員の雇用の安定に向けて、引き続き春闘期間中も含め、日常からの経営対策と労使協議体制のさらなる充実を図っていきます。

1. 賃金構造維持分を確保したうえで賃金改善に取り組みます。

- (1) 生活維持・向上の観点から、「定期昇給をはじめとする賃金構造維持分を確保」したうえで「賃金改善」に取り組みます。
- (2) 賃金改善については、全体水準の底上げも視野に入れ、幅広い視点に立ち各単組の実態に即した賃金原資の増額を伴った取り組みを行います。
- (3) 産業・規模間の格差是正については、連合「中小共闘」における取り組み指標（賃金構造維持相当分 4,500 円+2,500 円以上）を参考とします。
- (4) 単組の主体的な取り組みのもと、公平・公正な賃金制度の整備・確立を図るとともに、年齢別最低保障賃金について検証を含めた取り組みを行います。
- (5) 初任給については、個別賃金強化の観点から、賃金管理の出発点であることを重視し、18 歳高卒正規入社者初任給に取り組みます。
- (6) 企業内最低保障賃金については、18 歳の位置づけで協定化を図るとともに、到達闘争として 152,000 円以上に引き上げます。
- (7) JC 共闘として「JC ミニマム(35 歳)210,000 円」の取り組みを推進します。

2. 年間一時金は、「生活保障部分（固定部分）」と「成果反映部分（変動部分）」の2つの要素に基づき要求し、平均方式は5ヵ月中心とします。

- (1) 「改訂 全電線中期基本政策」に基づき、「一時金は生活水準の維持・向上を図るための年間賃金の一部である」との考え方を堅持するなかで取り組みます。
- (2) 「生活保障部分（固定部分）」と「成果反映部分（変動部分）」の2つの要素に基づき各単組において要求を設定します。
- (3) 最低保障方式における要求基準については、「各人の支給において確保すべき水準」との位置づけで、「産別ミニマム基準」として4ヵ月とします。
- (4) 平均方式で要求する単組においては、「生活保障部分（固定部分）」と「成果反映部分（変動部分）」を併せて5ヵ月中心とします。

3. 退職金引き上げは、1,600万円以上の到達闘争とします。

- (1) 安定した老後生活保障の確保を最重点とする「社会保障の補完的給付」の位置づけを基本とし、定年退職金を中心に全体水準の引き上げに向け取り組みます。
- (2) 具体的には、到達方式による取り組みとし、「中卒・勤続35年・60歳」の定年退職金の到達水準を1,600万円以上とします。
- (3) 企業年金制度の充実に向け、十分な労使協議を行うなかで取り組みを進めます。

4. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

- (1) 労働時間短縮について、時短各項目で単産水準に未到達単組は、早期達成に向けて積極的に取り組み、早急に年間総労働時間1,900時間台の実現をめざすとともに、長時間労働是正の実効ある施策の一つとして割増率の引き上げに取り組みます。さらに、労働時間の管理・徹底について、具体的な対応策が図られるよう、日常の労使協議も含めて取り組みを強化していきます。
- (2) 仕事と生活の調和の取り組みについて、「次世代育成支援対策推進法」への対応については、行動計画における実施状況のフォローを行なうとともに、今後の行動計画策定と併せ、300人以下の企業においても取り組みを強化し

ていきます。また、男女雇用機会均等法改正への対応も含め、法令や労働協約を守り、仕事と生活の調和が図れる公正な働き方の実現に取り組めます。

5. 労働諸条件の改善について取り組めます。

- (1) 60歳以降の雇用確保については、「改正 高年齢者雇用安定法」における法の主旨を踏まえ、労働者の立場に立った労働条件の向上に向け取り組みを進めます。
- (2) 非正規労働者の受け入れに伴う労使協議の充実を図ります。
- (3) 2009年5月までに実施される裁判員制度の対応として、地方裁判所に出席するための不就業については有給扱いとします。

II. 生活環境の改善と産業政策の実現に取り組めます。

- (1) 「ゆとり・豊かさ」の実現に向けては社会政策に基づく生活環境の改善と産業政策強化の重要性を認識するなかで、社会保障制度改革や税制改革をはじめとした諸課題について、連合・JCの取り組みとの連動性を強く意識し、構成組織の一員として積極的に参画していきます。
- (2) 全電線としての政策諸課題の実現に向けた具体的な活動としては、『全電線「産業政策・社会政策」の実現に向けて』を踏まえ、連合・JC、関係諸機関への展開など、幅広い取り組みを推進していきます。

III. 産別自決を基本に全単組が一体となった闘争を推進します。

- (1) 連合・JCの戦術や全体的な春闘動向を踏まえつつ、産別自決を基本として、各単組の自力・自決体制を強化するなかで、全単組が一体となった闘争を推進していきます。
- (2) 産別別統一闘争の充実・前進に向けて、諸情勢の把握・認識に努め、より充実した労使交渉・折衝を展開していきます。
- (3) 具体的な闘争戦術については、十分な組織論議のもと意志統一を図っていきます。